七　物品の特徴
八　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
4　［略］
5　書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に規定する場合は、当該解除の事実並びに同項第一号及び第二号）までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
6　第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

（訪問購入における禁止行為）

第五十四条　法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一　［略］
二　若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
［三～五　略］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第五十五条　法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
［一～三　略］
四　売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は、申込者等に対し、速やかに当該物品を返還すること。
五～十　［略］
2　［略］
3　書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
4　［略］
5　購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

様式第一（第七条の四及び第二十三条の三関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1)　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
(2)　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
(3)　その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。

［号を加える。］
［号を加える。］
4　［同上］
5　書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に規定する場合は、当該解除の事実及び第二項第一号）までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
6　第二項、第四項及び第五項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

（訪問購入における禁止行為）

第五十四条　法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一　［同上］
二　老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
［三～五　同上］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第五十五条　法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
［一～三　同上］
［号を加える。］
四～九　［同上］
2　［同上］
3　書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
4　［同上］
5　購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

様式第一（第七条の二及び第二十三条の二関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

(1)この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
(2)クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
(3)その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
(4)商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。